

東浦町の財務書類の紹介

東浦町では、平成29年度分の統一的な基準による財務書類を作成し、町ホームページで公開しています。ここでは財務書類のうち、東浦町の一般会計と特別会計を合算した(※1)「貸借対照表」と「行政コスト計算書」の簡易版を掲載し、その内容や見方を紹介します。

※1…下水道事業会計については、公営企業会計移行まで連結しません。



貸借対照表



貸借対照表は、東浦町が保有する土地・建物・基金などの「資産」とその「資産」を築くために調達した資金の内訳である「負債」および「純資産」を表しています。

左側には、東浦町が保有し行政サービスに使われる「資産」を事業用資産、現金などの種類に分けて掲載します。

また、右側には、「資産」を築くために調達した資金の内訳を、将来世代が負担しなければならない「負債」と今までの世代の税金や国・県の補助金などで既に賄われた「純資産」に分けて掲載します。

(平成30年3月31日現在)

(単位：億円)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|------------|--------------------|-------------------|----------|------------------------------|-----|
| 固定資産 | 事業用資産(庁舎、学校、保育所など) | 349 | 固定負債 | 地方債(翌年度以降に返済する借金) | 79 |
| | インフラ資産(道路、橋、公園など) | 417 | | 退職手当引当金 (支払い義務を負っている退職金額) | 20 |
| | | | | その他(翌年度以降に支払う未払金など) | 2 |
| | 投資(株、延滞債権など) | 31 | 流動負債 | 地方債(翌年度に返済する借金) | 9 |
| その他(備品など) | 4 | その他(翌年度に支払う未払金など) | | 4 | |
| 流動資産 | 現金預金 | 24 | 負債合計 | | 114 |
| | 基金(積立目的が明確ではないもの) | 28 | 純資産の部 | | |
| | | | 純資産 | 741 | |
| その他(未収金など) | 2 | 純資産合計 | | 741 | |
| 資産合計 | | 855 | 負債・純資産合計 | | 855 |

町民1人当りに
換算すると

「資産」約170万円、「負債」約23万円、「純資産」約147万円になります(平成30年3月31日現在の住民基本台帳人口50,283人で算出)。

家計に例えてみよう!

貸借対照表の各項目を家計に例えてみると次のようになります。

固定資産…家、家具、株、クルマなど
固定負債・流動負債…住宅ローンなど
流動資産…手持ち現金、定期預金など
純資産…過去の黒字の累積

財務書類とは？

財務書類とは、民間企業などの決算書の考え方(発生主義・複式簿記)を取り入れた財務資料です。財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表からなり、資産・負債の状況や減価償却費(※2)などの現金支払いを伴わないコストを把握することができます。

※2…減価償却費とは、時の経過によって固定資産の価値が減少した分だけ帳簿価額を減少させることです。

行政コスト計算書



行政コスト計算書は、1年度間で行政サービスの提供に費用(コスト)がどれだけかかったかを表しています。

行政コスト計算書は、毎年度発生する経常的な「費用」・「収益(※3)」と突発的に発生する臨時的な「損失」・「利益」に分けて掲載し、費用(損失)と収益(利益)の差額を行政サービス提供のための費用である「純行政コスト」とします。

※3…「統一的な基準」の作成ルール上、収益には施設使用料など直接の受益者から徴収したお金だけを計上します。

(期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：億円)

| | | | |
|-------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----|
| 経常費用 | 業務費用 | 人件費(議員報酬、職員給与など) | 28 |
| | | 物件費など(消耗品費、光熱水費、修繕費、減価償却費など) | 53 |
| | | その他(支払利息、火災保険料、返還金など) | 3 |
| | 移転費用 | 補助金など(各種負担金・補助金など) | 77 |
| | | 社会保障給付(医療費などへの社会保障給付費) | 25 |
| | | その他(自動車重量税、物件移転補償費など) | 7 |
| 小計(A) | | 193 | |
| 経常収益 | 使用料および手数料(施設利用料、証明書発行手数料など) | | 11 |
| | その他(ゴミ袋売上金などの諸収入) | | 8 |
| | 小計(B) | | 19 |
| 純経常行政コスト(C) : (A) - (B) | | | 174 |
| 臨時損失 | 災害復旧費、資産除却損など | | 0 |
| | 小計(D) | | 0 |
| 臨時利益 | 資産売却益など | | 1 |
| | 小計(E) | | 1 |
| 純行政コスト(C) + (D) - (E) | | | 173 |

町民1人当りに換算すると

純行政コストは約34万円になります(平成30年3月31日現在の住民基本台帳人口50,283人で算出)。

家計に例えてみよう！

行政コスト計算書の各項目を家計に例えてみると次のようなものになります。

人件費…食費など
 物件費…光熱水費、日用品費など
 補助金…仕送りなど
 社会保障給付費…健康保険料、介護保険料など
 災害復旧費…災害で家が被害にあった場合の修理費など